

付録A 日本国の関税割当て

第A節 一般規定

- 1 日本国の関税率表についての一般的注釈4 (jjj)の規定の適用上、同表の「備考」欄に「Twin」又は「CS」を掲げる品目に該当する原産品の関税は、この協定が日本国について効力を生ずる日からこの付録に定める当該品目の関税割当ての条件に従って規律される。
- 2 この付録における関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
 - (a) 一年目の引下げは、この協定が日本国について効力を生ずる日に行う。
 - (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。
- 3 この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。
- 4 この付録において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら

利用者がこの付録の規定を理解するに当たつての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更し、又は当該適用範囲に代わるものではない。

第B節 環太平洋パートナーシップの全ての締約国向け関税割当て (TWQ)

1 TWQ-JP1 小麦製品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・トン)
一	七、五〇〇
二	八、〇〇〇
三	八、五〇〇
四	九、〇〇〇
五	九、五〇〇

六	一〇、〇〇〇
七年目及びその後の各年	一〇、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「ME」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四三〇・一〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このT W Q - J P 1の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、日本国の農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「SBS」という。）方式を用いて運用する。同国は、この1に定める関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

2 T W Q - J P 2 主として小麦で作られた調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一五、〇〇〇
二	一六、五〇〇
三	一八、〇〇〇
四	一九、五〇〇
五	二一、〇〇〇
六	二二、五〇〇
七年目及びその後の各年	二二、五〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一九〇・二四二、一九〇一九〇・二四七、一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q ー J P 2の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

3 T W Q ー J P 3 小麦粉、ペレット、ロールにかけた調製品及び調製食品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	五、〇〇〇
二	五、五〇〇
三	六、〇〇〇
四	六、五〇〇

五	七、〇〇〇
六	七、五〇〇
七年目及びその後の各年	七、五〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇一〇〇・〇一一、一一〇一〇〇・〇九一、一一〇二九〇・二一〇、一一〇三一一・〇一〇、一一〇三二九・二二〇、一一〇三二〇・一一〇、一一〇三二〇・五一〇、一一〇四一九・一一一、一一〇四一九・一二二、一一〇四二九・一一一、一一〇四二九・一二一、一一〇八一・〇一〇、一九〇二二〇・一三一、一九〇二二〇・一五一、一九〇一九〇・一五一及び一九〇一九〇・一七一の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このT W Q - J P 3の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、

SBS方式を用いて運用する。日本国は、この3に定める関税割当てに基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

4 TWQ-JP4 加熱による調理をしてないうどん、そうめん及びそば

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一〇〇
二年目及びその後の各年	一〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFZ」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇二一九・〇九二の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 4の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

5 T W Q | J P 5 大麦又は裸麦の調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一〇〇
二	一〇三
三	一〇六
四	一〇九
五	一一二
六	一一五

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇一九〇・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二二〇六九〇・二一六の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このT W Q - J P 5の規定に基づく関税割当では、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当の外に設定されるものとし、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、S B S方式を用いて運用する。日本国は、この5に定める関税割当に基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

6 T W Q - J P 6 大麦又は裸麦の粉、ひき割りしたもの及びペレット

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(d)に定めるところにより日本国が適

用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	三〇〇
二	三四〇
三	三八〇
四	四二〇
五	四六〇
六	五〇〇
七年目及びその後の各年	五〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇二九〇・一一〇、一一〇三一九・一一〇、一一〇三二〇・四一〇、一一〇四一九・四一〇、一一〇四二九・四一〇及び一九〇四一〇・二三一の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このT W Q | J P 6の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、S B S方式を用いて運用する。日本国は、この6に定める関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

7 T W Q | J P 7 大麦及び裸麦

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(e)及び(f)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(一キログラムについての額(円))
---	-----------------	---------------------------------------

一〇年目及びその後の各年	六五、〇〇〇	四・四
九	六五、〇〇〇	四・四
八	六〇、〇〇〇	四・八
七	五五、〇〇〇	五・二
六	五〇、〇〇〇	五・六
五	四五、〇〇〇	六・〇
四	四〇、〇〇〇	六・四
三	三五、〇〇〇	六・八
二	三〇、〇〇〇	七・二
一	二五、〇〇〇	七・六

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一〇〇三一〇・〇一〇及び一〇〇三九〇・〇一九の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) このT W Q－J P 7の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、S B S方式を用いて運用する。輸入者と生産者との間の取引契約に基づき、より長い船積みのための期間が認められる。
- (e) このT W Q－J P 7の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、M A F F又はM A F Fを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、M A F F又はM A F Fを承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。M A F F又はM A F Fを承継する者は、S B S入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該S B S入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。
- (f) S B S取引の際に産品に対して購入者が支払う額とM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う額との差額については、M A F F又はM A F Fを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有す

る。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

8 TWQ—JP8 シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における合計割当数量について、シュレッドチーズの原料として使用するナチュラルチーズの国内生産見込数量を考慮に入れた上で日本国の法令又は省令に定め、かつ、当該国内生産見込数量に三・五を乗じて得られる数量を下回らない数量を限度として定めること。

(ii) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズであつて、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に(i)に掲げる比率を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める要件を満たさないもの
 (c) 関税率は、次の実施区分に従って取り扱う。

脂肪分が全重量の四十五パーセントを超えないクリームチーズについては、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (bb) に定める実施区分「B16」

脂肪分が全重量の四十五パーセントを超えるクリームチーズについては、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (oo) に定める実施区分「JPR7」

その他のものについては、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MEN」

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 040610・090 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP8 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

9 TWQ-JP9 バター

(a) 各年における他の締約国からの (d) に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量 (b) に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量 (メートル・トン) によって表示されるもの) 及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (全乳換算数量 (メートル・トン))	バターについての枠内税率
---	---------------------------	--------------

九	四 五、 八九八	三五パーセント及び一キログラムにつき五 八円
八	四 五、 八九八	三五パーセント及び一キログラムにつき八 七円
七	四 五、 八九八	三五パーセント及び一キログラムにつき一 一六円
六	四 五、 八九八	三五パーセント及び一キログラムにつき一 四五円
五	四 四、 五八七	三五パーセント及び一キログラムにつき一 七四円
四	四 三、 二七五	三五パーセント及び一キログラムにつき二 〇三円
三	四 一、 九六四	三五パーセント及び一キログラムにつき二 三二円
二	四 〇、 六五二	三五パーセント及び一キログラムにつき二 六一円
一	三 九、 三四一	三五パーセント及び一キログラムにつき二 九〇円

一〇	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラムにつき二九円
一一	四五、八九八	三五パーセント
一二年目及びその後の各年	四五、八九八	三五パーセント

(b) このTWQ-JP9の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
〇四〇五一〇・一二九	一二・三四
〇四〇五一〇・二二九	一五・〇五
〇四〇五二〇・〇九〇	一二・三四
〇四〇五九〇・一九〇	一二・三四
〇四〇五九〇・二二九	一五・〇五

(c) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸

入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号〇四〇五一〇・一二九、〇四〇五一〇・二二九、〇四〇五二〇・〇九〇、〇四〇五九〇・一九〇及び〇四〇五九〇・二二九の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 9の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

10 T W Q | J P 10 脱脂粉乳

(a) 各年における他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量 (b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量 (メートル・トン) によつて表示されるもの) 及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (全乳換算数量 (メートル・トン))	脱脂粉乳 (砂糖を加えてないものに限る。) についての枠内税率	脱脂粉乳 (砂糖を加えたものに限る。) についての枠内税率
---	---------------------------	---------------------------------	-------------------------------

九	八	七	六	五	四	三	二	一
二四、一〇二	二四、一〇二	二四、一〇二	二四、一〇二	二三、四一三	二三、七二五	二三、〇三六	二二、三四八	二〇、六五九
二五パーセント及び一キログラムにつき二六円	二五パーセント及び一キログラムにつき二九円	二五パーセント及び一キログラムにつき五二円	二五パーセント及び一キログラムにつき六五円	二五パーセント及び一キログラムにつき七八円	二五パーセント及び一キログラムにつき九一円	二五パーセント及び一キログラムにつき一〇四円	二五パーセント及び一キログラムにつき一一七円	二五パーセント及び一キログラムにつき一三〇円
三五パーセント及び一キログラムにつき二六円	三五パーセント及び一キログラムにつき三九円	三五パーセント及び一キログラムにつき五二円	三五パーセント及び一キログラムにつき六五円	三五パーセント及び一キログラムにつき七八円	三五パーセント及び一キログラムにつき九一円	三五パーセント及び一キログラムにつき一〇四円	三五パーセント及び一キログラムにつき一一七円	三五パーセント及び一キログラムにつき一三〇円

一〇	二四、一〇二	二五パーセント及び一キログラムにつき一三円	三五パーセント及び一キログラムにつき一三円
一一	二四、一〇二	二五パーセント	三五パーセント
一二年目及びその後の各年	二四、一〇二	二五パーセント	三五パーセント

(b) このT W Q I J P 10の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
〇四〇二一〇・一二九	六・四八
〇四〇二一〇・二二二	六・四八
〇四〇二二〇・二三九	六・四八
〇四〇二二一・二二二	六・八四
〇四〇二二一・二三九	六・八四
〇四〇二二九・二九一	六・八四

(c) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号〇四〇二一〇・二一九、〇四〇二一〇・二二二、〇四〇二一〇・二二九、〇四〇二二一・二二二、〇四〇二二一・二二九及び〇四〇二二九・二九一の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 10の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

11 T W Q | J P 11 粉乳及びバターミルクパウダー

(a) 各年における他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量 (b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量 (メートル・トン) によつて表示されるもの) 及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (全乳換算数量 (メートル・ト	バターミルクパウダー (砂糖を加えてないも	バターミルクパウダー (砂糖を加えたものに	粉乳についての枠内税
---	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------

							シ)		
							のに限る。シ) について の枠内税率		
							限る。シ) についての枠 内税率		
							率		
一	一、五〇〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき二〇 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき二〇 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき二一 〇円	二	一、六五〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき一八 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき一八 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき一八 九円
二	一、八〇〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき一六 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき一六 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき一六 八円	三	一、九五〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき一四 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき一四 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき一四 七円
三					四				
四					五				
五	二、一〇〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき一二 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき一二 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき一二 六円	六	二、二五〇	二五パーセント及び一 キログラムにつき一〇 〇円	三五パーセント及び一 キログラムにつき一〇 〇円	三〇パーセント及び一 キログラムにつき一〇 五円

七	二、二五〇	二五パーセント及び一キログラムにつき八〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき八〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき八四円
八	二、二五〇	二五パーセント及び一キログラムにつき六〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき六〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき六三円
九	二、二五〇	二五パーセント及び一キログラムにつき四〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき四〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき四二円
一〇	二、二五〇	二五パーセント及び一キログラムにつき二〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき二〇円	三〇パーセント及び一キログラムにつき二一円
一一	二、二五〇	二五パーセント	三五パーセント	三〇パーセント
一二年目及びその後の各年	二、二五〇	二五パーセント	三五パーセント	三〇パーセント

(b) このT W Q—J P 11の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
○四〇二二一・一二九	八・九
○四〇二二一・一二九	一三・四三
○四〇二二九・一一九	八・九
○四〇二二九・一二九	一三・四三
○四〇三九〇・一一三	六・四八
○四〇三九〇・一二三	八・五七
○四〇三九〇・一三三	一三・四三

(c) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MEN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号○四〇二二一・一一九、○四〇二二一・一二九、○四〇二二九・一一九、○四〇二二九・一二九、○四〇三九〇・一一三、○四〇三九〇・一二三及び○四〇三九

○・一三三の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 11の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

12 T W Q | J P 12 粉乳

(a) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量 (b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量 (メートル・トン) によつて表示されるもの) を超えないこと。

年	合計割当数量 (全乳換算数量 (メートル・トン))
一	二〇、〇〇〇
二	二四、〇〇〇
三	二八、〇〇〇

四	三二、〇〇〇
五	三六、〇〇〇
六	四〇、〇〇〇
七	四四、〇〇〇
八	四八、〇〇〇
九	五二、〇〇〇
一〇	五六、〇〇〇
一一	六〇、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	六〇、〇〇〇

(ii) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であつて、日本国において

国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレート等の製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b) このT W Q ー J P 12の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げ

る関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
○四〇二二一・一一九	八・九
○四〇二二一・一二九	一三・四三

(c) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号○四〇二二一・一一九及び○四〇二二一・一二九の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 12の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

13 T W Q | J P 13 ココアを含有する調製食料品

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	五、五〇〇	二〇・三
二	五、五〇〇	一九・三
三	五、五〇〇	一八・三
四	五、五〇〇	一七・四
五	五、五〇〇	一六・四
六	五、五〇〇	一五・四
七	五、五〇〇	一四・五
八	五、五〇〇	一三・五
九	五、五〇〇	一二・五
一〇	五、五〇〇	一一・六

一 一	五、五〇〇	一〇・六
一二年目及びその後の各年	五、五〇〇	一〇・六

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFZ」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 13の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

14 T W Q | J P 14 ココアを含有する調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

	年	合計割当数量(メートル・トン)
一		四、〇〇〇
二		四、八〇〇
三		五、六〇〇
四		六、四〇〇
五		七、二〇〇
六		八、〇〇〇
七		八、八〇〇
八		九、六〇〇
九		一〇、四〇〇
一〇		一一、二〇〇
一一		一二、〇〇〇
一二		一二、〇〇〇
一二年目及びその後の各年		一二、〇〇〇

(ii) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であつて、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレート^(k)の製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4^(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 14の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当の証明書を発給する。

15 T W Q | J P 15 調製食用脂

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・トン)	枠内税率 (パーセント)

(b) 其他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸

一二年目及びその後の各年	二、三〇〇	一〇・六
一一	二、三〇〇	一〇・六
一〇	二、二二〇	一一・六
九	二、一四〇	一二・五
八	二、〇六〇	一三・五
七	一、九八〇	一四・五
六	一、九〇〇	一五・四
五	一、八二〇	一六・四
四	一、七四〇	一七・四
三	一、六六〇	一八・三
二	一、五八〇	一九・三
一	一、五〇〇	二〇・三

入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・二九一の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの T W Q | J P 15 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

16 T W Q | J P 16 無糖れん乳

(a) 他の締約国からの (c) に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の (i) 及び (ii) の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年		合計割当数量 (メートル・トン)
一		一、五〇〇
二		二、一五〇

三	二、八〇〇
四	三、四五〇
五	四、一〇〇
六	四、七五〇
七年目及びその後の各年	四、七五〇

(ii) 当該原産品が常温（およそ摂氏一度から三十二度まで）において液状であること。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇二九一・一二九及び〇四〇二九一・二九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 16の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

17 T W Q | J P 17 加糖れん乳

- (a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	七五〇
二年目及びその後の各年	七五〇

- (b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFZ」に従つて決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇二九九・一二九及び〇四〇二九九・二九〇の品目に該当する原産品について適用する。

- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 17の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

18 TWQ-JP18 ココアを含有するチューインガムその他の砂糖菓子

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一八〇
二	一九八
三	二一六
四	二三四
五	二五二
六	二七〇
七	二八八
八	三〇六
九	三二四

一〇	三四二
一一	三六〇
一二年目及びその後の各年	三六〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「ME」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・一一一及び一八〇六二〇・一一九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 18の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

19 T W Q | J P 19 ココア調製品（砂糖を加えたもので二キログラム以下のものに限る。）

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

	年	合計割当数量(メートル・トン)
一		二、七〇〇
二		二、九三〇
三		三、一六〇
四		三、三九〇
五		三、六二〇
六		三、八五〇
七		四、〇八〇
八		四、三一〇
九		四、五四〇
一〇		四、七七〇
一一		五、〇〇〇
一二	一二年目及びその後の各年	五、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六三二・二一一、一八〇六三二・二一九、一八〇六九〇・二一一及び一八〇六九〇・二一九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 19の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当の証明書を発給する。

20 T W Q | J P 20 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・トン)
一	八、六〇〇
二	八、九四〇

三	九、二八〇
四	九、六二〇
五	九、九六〇
六	一〇、三〇〇
七	一〇、六四〇
八	一〇、九八〇
九	一一、三二〇
一〇	一一、六六〇
一一	一二、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	一二、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「ME」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇二九〇・二一九、一九〇一二〇・二三九、一九〇一九〇・二一七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二二〇一二二・一一〇、二二〇一二二・二四六、二二〇一二〇・二四六、二二〇六九〇・二五一、二二〇六九〇・二七一、二二〇六九〇・二七二、二二〇六九〇・二七九及び二二〇六九〇・二八一の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 20の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

21 T W Q | J P 21 えんどう及び豆の調製品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	三八〇
二	四六四
三	五四八

四	六三二
五	七一六
六	八〇〇
七年目及びその後の各年	八〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇及び二〇〇五九九・一一九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 21の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

22 T W Q | J P 22 キャンデー類、ホワイトチョコレート及び菓子

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計

割当数量は、次のとおりとする。

	年	合計割当数量（メートル・トン）
一		三、〇〇〇
二		三、三〇〇
三		三、六〇〇
四		三、九〇〇
五		四、二〇〇
六		四、五〇〇
七		四、八〇〇
八		五、一〇〇
九		五、四〇〇
一〇		五、七〇〇
一一		六、〇〇〇

一二年目及びその後の各年

六、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇四九〇・二一〇、一七〇四九〇・二三〇及び一七〇四九〇・二九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 22の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当の証明書を発給する。

23 T W Q | J P 23 チョコレート

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

一	年	九、一〇〇	合計割当数量 (メートル・トン)

二	九、九九〇
三	一〇、八八〇
四	一一、七七〇
五	一二、六六〇
六	一三、五五〇
七	一四、四四〇
八	一五、三三〇
九	一六、二二〇
一〇	一七、一一〇
一一	一八、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	一八、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に入されるものの関税率は、

従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六三一・〇〇〇、一八〇六三二・一〇〇〇及び一八〇六九〇・一〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 23の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

24 T W Q | J P 24 調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

	年	合計割当数量(メートル・トン)
一		一、九二〇
二		二、〇二八
三		二、一三六
四		二、二四四

五	二、三五二
六	二、四六〇
七	二、五六八
八	二、六七六
九	二、七八四
一〇	二、八九二
一一	三、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	三、〇〇〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q - J P 24の規定を運用し、当該輸入許可手

続に従って関税割当ての証明書を発給する。

25 T W Q | J P 25 検糖計の読みで九十八・五度未満の甘しや糖

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二〇・〇
二	二〇・五
三	二一・〇
四	二一・五
五	二二・〇
六	二二・五

七	二三・〇
八	二三・五
九	二四・〇
一〇	二四・五
一一	二五・〇
一二年目及びその後の各年	二五・〇

(ii) 当該原産品が、小売用の包装容器入りにしたものであり、かつ、一容器当たりの正味重量が一キログラム以下のものであること。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇一一三・〇〇〇及び一七〇一一四・一九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 25の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

26 T W Q | J P 26 ココア粉

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	五、〇〇〇	二八・四
二	五、五〇〇	二七・〇
三	六、〇〇〇	二五・七
四	六、五〇〇	二四・三
五	七、〇〇〇	二三・〇
六	七、五〇〇	二一・六
七	七、五〇〇	二〇・三

八	七、五〇〇	一八・九
九	七、五〇〇	一七・六
一〇	七、五〇〇	一六・二
一一	七、五〇〇	一四・九
一二年目及びその後の各年	七、五〇〇	一四・九

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六一〇・一〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 26の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

27 T W Q | J P 27 ココア調製品（砂糖を加えたもので二キログラムを超えるものに限る。）

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における

当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	一二、〇〇〇	二六・九
二	一三、三二〇	二五・九
三	一四、六四〇	二四・九
四	一五、九六〇	二三・九
五	一七、二八〇	二三・九
六	一八、六〇〇	二一・八
七	一八、六〇〇	二〇・八
八	一八、六〇〇	一九・八
九	一八、六〇〇	一八・八
一〇	一八、六〇〇	一七・八
一一	一八、六〇〇	一六・八

一二年目及びその後の各年

一八、六〇〇

一六・八

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・一九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 27の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

28 T W Q | J P 28 調製食料品

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・トン)	枠内税率 (パーセント)
一	二、二〇〇	二六・七
二	二、二五〇	二五・四

三	二、三〇〇	二四・一
四	二、三五〇	二三・九
五	二、四〇〇	二一・六
六	二、四五〇	二〇・三
七	二、五〇〇	一九・〇
八	二、五五〇	一七・八
九	二、六〇〇	一六・五
一〇	二、六五〇	一五・二
一一	二、七〇〇	一四・〇
一二年目及びその後の各年	二、七〇〇	一四・〇

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「ME」に従つて決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一九〇・二一一の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q ー J P 28の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

29 T W Q ー J P 29 しよ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超える調製食料品

- (a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	一〇、五〇〇	二八・七
二	一〇、六八〇	二七・六
三	一〇、八六〇	二六・五
四	一一、〇四〇	二五・四
五	一一、二二〇	二四・三
六	一一、四〇〇	二三・三

七	一一、五八〇	二三・二
八	一一、七六〇	二一・一
九	一一、九四〇	二〇・〇
一〇	一一、一二〇	一八・九
一一	一一、三〇〇	一七・九
一二年目及びその後の各年	一一、三〇〇	一七・九

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MF」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一九〇・二一九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 29の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

30 T W Q | J P 30 調製食料品（砂糖が最大の成分のものに限る。）

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	五〇
二	五五
三	六〇
四	六五
五	七〇
六	七五
七年目及びその後の各年	七五

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・二八二及び二一〇六九〇・五一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 30の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

31 T W Q | J P 31 砂糖及び酪農品を含有する調製食料品

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	五、五〇〇	二八・七
二	六、〇四〇	二七・六
三	六、五八〇	二六・五
四	七、一二〇	二五・四
五	七、六六〇	二四・三

六	八、二〇〇	二二・三
七	八、二〇〇	二二・二
八	八、二〇〇	二一・一
九	八、二〇〇	二〇・〇
一〇	八、二〇〇	一八・九
一一	八、二〇〇	一七・九
一二年目及びその後の各年	八、二〇〇	一七・九

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・二八四の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q - J P 31の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、日本国の法令に従って払い戻される調整金の対象となることを条件として、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

	年
一	五〇〇
二年目及びその後の各年	五〇〇
合計割当数量(メートル・トン)	

(ii) 当該原産品が、日本国の法令に定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する証明書を付して輸入されること。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFZ」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇一一二・一〇〇、一七〇一一二・二〇〇、一七〇一一四・一〇〇、一七〇一一四・二〇〇、一七〇一九一・〇〇〇、一七〇一九九・一〇〇、一七〇一九九・二〇〇、一七〇二九〇・一一〇、一七〇二九〇・二一一、一七〇二九〇・五二一及び二二〇六九〇・二二一の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 32の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って証明書を発給する。

33 T W Q | J P 33 でん粉

(a) 各年における(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	七、五〇〇
二年目及びその後の各年	七、五〇〇

(b)(i) 他の締約国からの関税分類番号一一〇八一二・〇九〇、一一〇八一三・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇及び一一〇八一四・〇九〇の品目に該当する原産品の枠内税率は、当該

原産品がでん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するために輸入される場合に限り、二十五パーセントを超えない範囲の調整金の対象となることを条件として、無税とする。

(ii) 関税分類番号一一〇八一・〇九〇の品目に該当する原産品であつて、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率は、十二・五パーセントとする。

(iii) 関税分類番号一九〇一二〇・一五九（砂糖を加えてないものに限る。）及び一九〇一九〇・一七九（砂糖を加えてないものに限る。）の品目に該当する原産品の枠内税率は、十六パーセントとする。

(iv) 関税分類番号一一〇八一三・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一九・〇一九及び一一〇八一九・〇九九の品目に該当する原産品であつて、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率は、二十五パーセントとする。

(v) 関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇、一九〇一二〇・一五九（砂糖を加えたものに限る。）及び一九〇一九〇・一七九（砂糖を加えたものに限る。）の品目に該当する原産品の枠内税率は、二十五パーセントとする。

(c) 他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一一〇八二二・〇九〇、一一〇八二三・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一九・〇一九、一一〇八一九・〇九九、一一〇八二〇・〇九〇、一九〇一二〇・一五九及び一九〇一九〇・一七九の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのT W Q | J P 33の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

第C節 国別関税割当て (C S Q)

1 C S Q | J P 1 アメリカ合衆国の米

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(e)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

	年	合計割当数量(メートル・トン)
一		五〇、〇〇〇
二		五〇、〇〇〇
三		五〇、〇〇〇
四		五二、〇〇〇
五		五四、〇〇〇
六		五六、〇〇〇
七		五八、〇〇〇
八		六〇、〇〇〇
九		六二、〇〇〇
一〇		六四、〇〇〇
一一		六六、〇〇〇
一二		六八、〇〇〇

一三	七〇、〇〇〇
一四年目及びその後の各年	七〇、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一〇〇六一〇・〇一〇、一〇〇六二〇・〇一〇、一〇〇六三〇・〇一〇、一〇〇六四〇・〇一〇、一一〇二九〇・三一〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三二〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、一一〇四二九・二五〇、一九〇二二〇・一二二、一九〇二二〇・一六二、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四九〇・一二〇及び二二〇六九〇・五一七の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP1の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において収穫される場合又は同国において収穫される米から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) このCSQ-JP1の規定に基づく関税割当では、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における

関税割当ての外に設定されるものとし、M A F F 又は M A F F を承継する者が、国家貿易企業として、S B S 方式を用いて運用する。日本国は、この 1 に定める関税割当てに基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

2 C S Q ー J P 2 オーストラリアの米

(a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(e)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	六、〇〇〇
二	六、〇〇〇
三	六、〇〇〇
四	六、二四〇

五	六、四八〇
六	六、七二〇
七	六、九六〇
八	七、二〇〇
九	七、四四〇
一〇	七、六八〇
一一	七、九二〇
一二	八、一六〇
一三	八、四〇〇
一四 一四年度及びその後の各年	八、四〇〇

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一〇〇六一〇・〇一〇、一〇〇六二〇・〇一〇、一〇〇六三〇・〇一〇、一〇〇六四〇・〇一〇、一一〇二九〇・三二〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三二〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、一一〇四二九・二五〇、一九〇二二〇・一二二、一九〇一二〇・一六一、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四九〇・一二〇及び二二〇六九〇・五一七の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP2の規定の適用上、産品が、オーストラリアにおいて収穫される場合又は同国において収穫される米から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) このCSQ-JP2の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、SBS方式を用いて運用する。日本国は、この2に定める関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

3 CSQ-JP3 アメリカ合衆国の混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一〇、五〇〇
二	一〇、八〇〇
三	一一、一〇〇
四	一一、四〇〇
五	一一、七〇〇
六	一二、〇〇〇
七年目及びその後の各年	一二、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・二二二二、一九〇一二〇・二三三二、一九〇一二〇・二三五五及び一九〇一二〇・二四三二の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP3の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料（当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの）から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP3の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

4 CSQ-JP4 アメリカ合衆国以外の締約国の混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) アメリカ合衆国以外の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	六、八〇〇

二	七、〇四〇
三	七、二八〇
四	七、五二〇
五	七、七六〇
六	八、〇〇〇
七年目及びその後の各年	八、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国以外の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施

区分「MIN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・一二二二、一九〇一二〇・一二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP4の規定の適用上、産品が次のいずれかの材料からアメリカ合衆国以外の一又は二以上の締約国において生産される場合には、当該産品は、アメリカ合衆国以外の締約国からの産品とす

る。

(i) アメリカ合衆国以外の一又は二以上の締約国において生産される材料

(ii) 当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類される材料 (i)に規定する材料を除く。)

(iii) (i)及び(ii)に規定する材料の組合せ

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP4の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

5 CSQ-JP5 アメリカ合衆国の小麦

(a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・ト)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益 (グルー)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益 (グルー)

(b) CSQ-JP5の規定の適用上、

(i) グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウエスタン・ホ

一〇年目及びその後の各年	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一三八、〇〇〇	一三二、〇〇〇	一二六、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一四、〇〇〇	ン
九・四	九・四	一〇・二	一一・一	一一・九	一二・八	一三・六	一四・五	一五・三	一六・二	プ1) (一キログラムにつ いての額(円))
八・五	八・五	九・四	一〇・四	一一・三	一二・三	一三・二	一四・二	一五・一	一六・一	プ2) (一キログラムにつ いての額(円))

ワイト、カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト（日本向けブレンド）の小麦の銘柄をいう。

(ii) グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4^(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇二一一・〇二〇、一〇〇二一九・〇二〇、一〇〇一九・〇二一一、一〇〇一九・〇二一九、一〇〇一九九・〇二一一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) このCSQ-JP5の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) このCSQ-JP5の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、

SBS方式を用いて運用する。

- (g) このCSQ-JP5の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

- (h) SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

6 CSQ-JP6 オーストラリアの小麦

- (a) オーストラリアからの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量

並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(一キログラムについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(一キログラムについての額(円))
一	三八、〇〇〇	一六・二	一六・一
二	四〇、〇〇〇	一五・三	一五・一
三	四二、〇〇〇	一四・五	一四・二
四	四四、〇〇〇	一三・六	一三・二
五	四六、〇〇〇	一二・八	一二・三
六	四八、〇〇〇	一一・九	一一・三
七	五〇、〇〇〇	一一・一	一〇・四
八	五〇、〇〇〇	一〇・二	九・四
九	五〇、〇〇〇	九・四	八・五

(b) CSQ-JP6の規定の適用上、

(i) グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウェスタン・ホワイト、カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト（日本向けブレンド）の小麦の銘柄をいう。

(ii) グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c) オーストラリアからの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇二一一・〇二〇、一〇〇二一九・〇一〇、一〇〇一九一・〇一一、一〇〇一九一・〇一九、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九九・〇一九及び二〇〇八六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) このCSQ-JP6の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される場合には、当該産品

は、同国からの産品とする。

- (f) このCSQ-JP6の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、SBS方式を用いて運用する。

- (g) このCSQ-JP6の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

- (h) SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

7 CSQ-JP7 カナダの小麦

(a) カナダからの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(一キログラムについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(一キログラムについての額(円))
一	四〇、〇〇〇	一六・二	一六・一
二	四二、一六七	一五・三	一五・一
三	四四、三三三	一四・五	一四・二
四	四六、五〇〇	一三・六	一三・二
五	四八、六六七	一二・八	一二・三
六	五〇、八三三	一一・九	一一・三
七	五三、〇〇〇	一一・一	一〇・四

八	五三、〇〇〇	一〇・二	九・四
九	五三、〇〇〇	九・四	八・五
一〇年目及びその後の各年	五三、〇〇〇	九・四	八・五

(b) CSQ-JP7の規定の適用上、

(i) グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウエスタン・ホワイト、カナディアン・ウエスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト（日本向けブレンド）の小麦の銘柄をいう。

(ii) グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c) カナダからの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4^(kkk)に定める実施区分「ME」に従つて決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇一一・〇一〇、一〇〇一一九・〇一〇、一〇〇一九一・〇一〇、一〇〇一九一・〇一一、一〇〇一九一・〇一九、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六

○・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) このCSQ-JP7の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) このCSQ-JP7の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、SBS方式を用いて運用する。

(g) このCSQ-JP7の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(h) SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有す

る。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

8 CSQ-JP8 アメリカ合衆国の煎ってない麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二〇、〇〇〇
二	二二、四〇〇
三	二四、八〇〇
四	二七、二〇〇
五	二九、六〇〇
六	三二、〇〇〇
七年目及びその後の各年	三二、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP8の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP8の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

9 CSQ-JP9 オーストラリアの煎つてない麦芽

(a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

(i) 一年目については、七万二千メートル・トン

- (ii) 二年目及びその後の各年については、七万二千メートル・トン
- (b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) このCSQ-JP9の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP9の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。
- (f) (i) (a)(i)の規定にかかわらず、この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までについては、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

(A) この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる時に、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の第二・三十条（配分）2の規定に従って算定される割当数量が、同国からの経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この付録において「日豪経済連携協定」という。）第一・二条(o)に定義する原産品（第一一〇七・一〇号に分類されるもの）の当該年の合計割当数量を超える場合には、日豪経済連携協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、この協定に基づく同国からの原産品の合計割当数量に算入される。

(B) この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる時に、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の第二・三十条（配分）2の規定に従って算定される割当数量が、同国からの日豪経済連携協定第一・二条(o)に定義する原産品（第一一〇七・一〇号に分類されるもの）の当該年の合計割当数量を超えない場合には、この協定に基づく合計割当数量は、零とし、(a)に定める枠内税率は、適用しない。

(ii) 二年目の四月一日から二十二年三月三十一日までについては、日豪経済連携協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、この協定に基づく同国からの原産品の合計割当数量に算

入される。

- (iii) (a)(ii)の規定にかかわらず、二千二十三年四月一日からは、この協定に基づく合計割当数量は、零とし、(a)に定める枠内税率は、適用しない。

10 CSQ | JP 10 カナダの煎っていない麦芽

- (a) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	八九、〇〇〇
二年目及びその後の各年	八九、〇〇〇

- (b) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「ME」に従つて決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用す

る。

(d) このCSQ-JP10の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP10の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

11 CSQ-JP11 アメリカ合衆国の煎った麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	七〇〇
二	七三五
三	七七〇
四	八〇五

五	八四〇
六	八七五
七	九一〇
八	九四五
九	九八〇
一〇	一、〇一五
一一	一、〇五〇
一二年目及びその後の各年	一、〇五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP11の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP11の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

12 CSQ-JP12 オーストラリアの煎った麦芽

(a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	三、〇〇〇
二年目及びその後の各年	三、〇〇〇

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP12の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP12の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

13 CSQ-JP13 カナダの煎った麦芽

(a) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	四、〇〇〇
二年目及びその後の各年	四、〇〇〇

(b) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入さ

れるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk) に定める実施区分「ME」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP13の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP13の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

14 CSQ-JP14 アメリカ合衆国のプロセスチーズ

(a) 各年におけるアメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (メートル・トン)	枠内税率 (パーセント)
一	一〇〇	三六・三

二	一〇五	三二・七
三	一一〇	二九・〇
四	一一五	二五・四
五	一二〇	二一・八
六	一二五	一八・一
七	一三〇	一四・五
八	一三五	一〇・九
九	一四〇	七・二
一〇	一四五	三・六
一一	一五〇	〇
一二 二二年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」

に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) (i) このCSQ-JP14の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第四類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(ii) (i)の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料（統一システムの第四類に分類されるもの）又は日本国及びアメリカ合衆国以外の締約国からの材料（統一システムの第四類に分類されるもの）を含む場合であっても、これらの材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えないときは、当該産品は、アメリカ合衆国からの産品として取り扱われる。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP14の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

15 CSQ-JP15 オーストラリアのプロセスチーズ

(a) 各年におけるオーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	一〇〇	三六・三
二	一〇五	三二・七
三	一一〇	二九・〇
四	一一五	二五・四
五	一二〇	二一・八
六	一二五	一八・一
七	一三〇	一四・五
八	一三五	一〇・九
九	一四〇	七・二
一〇	一四五	三・六

一 一	一五〇	〇
一二年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) (i) このCSQP-JP15の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第四類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(ii) (i)の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料(統一システムの第四類に分類されるもの)又は日本国及びオーストラリア以外の締約国からの材料(統一システムの第四類に分類されるもの)を含む場合であつても、これらの材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えないときは、当該

産品は、オーストラリアからの産品として取り扱われる。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP15の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

16 CSQ-JP16 ニュージーランドのプロセスチーズ

(a) 各年におけるニュージーランドからの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	一〇〇	三六・三
二	一〇五	三二・七
三	一一〇	二九・〇
四	一一五	二五・四
五	一二〇	二一・八
六	一二五	一八・一

七	一三〇	一四・五
八	一三五	一〇・九
九	一四〇	七・二
一〇	一四五	三・六
一一	一五〇	〇
一二年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b) ニュージーランドからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「㉔」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)(i) このCSQ-JP16の規定の適用上、産品がニュージーランドにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第四類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される

場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(ii) (i)の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料（統一システムの第四類に分類されるもの）又は日本国及びニュージーランド以外の締約国からの材料（統一システムの第四類に分類されるもの）を含む場合であっても、これらの材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えないときは、当該産品は、ニュージーランドからの産品として取り扱われる。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP 16の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

17 CSQ-JP 17 ホエイ（アメリカ合衆国の無機質を濃縮したもの）

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、次のとおり削減する。

(i) 各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。）（パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。）（パーセント）

(ii) 原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

一二年目及びその後の各年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、二〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	三、一〇〇	三、四〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇
〇	〇	二八・六	二五・四	二三・二	一九・〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	二〇・四	一八・一	一五・九	一三・六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		二二・七									三一・八

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従つて決定される。
- 乳たんぱくの含有率が二十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16***」及び「JPB16***」
- 乳たんぱくの含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21*」
- 乳たんぱくの含有率が四十五パーセント以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6***」
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二九及び〇四〇四一〇・一六九の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) このCSQ-JP17の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第四類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP17の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

18 CSQ-JP18 ホエイ（オーストラリアの無機質を濃縮したもの）

(a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、次のとおり撤廃する。

(i) 各年におけるオーストラリアからの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。）（パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。）（パーセント）
一	四、〇〇〇	三一・八	二二・七
二	四、一〇〇	二八・六	二〇・四
三	四、二〇〇	二五・四	一八・一
四	四、三〇〇	二二・二	一五・九
五	四、四〇〇	一九・〇	一三・六

六	四、五〇〇	○	○
七	四、六〇〇	○	○
八	四、七〇〇	○	○
九	四、八〇〇	○	○
一〇	四、九〇〇	○	○
一一	五、〇〇〇	○	○
一二年目及びその後の各年	五、〇〇〇	○	○

(ii) 原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16**」及び「JPB16***」

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、日本国の

関税率表についての一般的注釈 4 (gg) 及び (hh) にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

乳たんぱくの含有率が四十五パーセント以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (h) 及び (i) にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6****」

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 040410・1219 及び 040410・169 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP 18 の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第四類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP 18 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

19 CSQ-JP 19 ホエイ（アメリカ合衆国の乳幼児用調製粉乳用のもの）

(a) アメリカ合衆国からの (c) に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の (i) 及び (ii) の要件を満たす場合には、無税とする。

- (i) 各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	三、〇〇〇
二年目及びその後の各年	三、〇〇〇

- (ii) 原産品が、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するホエイ及びミルクの天然の組成分から成る製品であること。

- (b) アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一四九及び〇四〇四一〇・一八九の品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (dd) 及び (ee) にそれぞれ定める実施区分「JPB16**」及び「JPB16***」

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、日本国の

関税率表についての一般的注釈 4 (gg) 及び (hh) にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

乳たんぱくの含有率が四十五パーセント以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (h) 及び (i) にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6****」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (a) に定める実施区分「EIH」

アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であつて、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分「MN」に従つて決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP19 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第四類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合に

は、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP19の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

20 CSQ-JP20 アメリカ合衆国のホエイパーミエイト

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一、〇〇〇
二	一、一〇〇
三	一、二〇〇
四	一、三〇〇

五	一、四〇〇
六	一、五〇〇
七	一、六〇〇
八	一、七〇〇
九	一、八〇〇
一〇	一、九〇〇
一一	二、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	二、〇〇〇

(ii) 原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従つて決定される。

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16**」及び「JPB16***」

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (gg) 及び (hh) にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

乳たんぱくの含有率が四十五パーセント以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (h) 及び (i) にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6****」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (a) に定める実施区分「E1F」

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一四九及び〇四〇四一〇・一三九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この C S Q - J P 20 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第四類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの C S Q - J P 20 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

21 CSQ-JP 21 ニュージーランドのホエイ

(a) ニュージーランドからの関税分類番号〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品の枠内税率は、無税とする。同国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一二九及び〇四〇四一〇・一六九の品目に該当する原産品の枠内税率は、次のとおり削減する。

年	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。) (パーセント)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。) (パーセント)
一	三一・八	二二・七
二	二八・六	二〇・四
三	二五・四	一八・一
四	二二・二	一五・九
五	一九・〇	一三・六
六	〇	〇
七	〇	〇

八	○	○
九	○	○
一〇	○	○
一一	○	○
一二年目及びその後の各年	○	○

(b) (a)に定める枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、適用する。

(i) 各年におけるニュージーランドからの(a)に規定する原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	一、三〇〇
二	一、三四〇
三	一、三八〇
四	一、四二〇

五	一、四六〇
六	一、五〇〇
七	一、五四〇
八	一、五八〇
九	一、六二〇
一〇	一、六六〇
一一	一、七〇〇
一二年目及びその後の各年	一、七〇〇

(ii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二九又は〇四〇四一〇・一六九の品目に該当する原産品の灰分の含有率が、十一パーセント以上であること。

(B) 関税分類番号〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八又は〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品が、乳幼児用の調製粉乳の製造

に使用するホエイ及びミルクの天然の組成分から成る製品であること。

(c) 関税分類番号〇四〇四一〇・一三九又は〇四〇四一〇・一四九の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c) ニュージールランドからの関税分類番号〇四〇四一〇・一二九、〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一六九及び〇四〇四一〇・一八九の品目に該当する原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従つて決定される。

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16***」及び「JPB16***」

乳たんぱくの含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21***」

乳たんぱくの含有率が四十五パーセント以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6***」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的

注釈 4 (a) に定める実施区分 「E1F」

ニュージーランドからの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4 (kkk) に定める実施区分 「E1F」 に従つて決定される。

(d) (a) から (c) までの規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二九、〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一六九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(e) この CSQ-JP 21 の規定の適用上、産品がニュージーランドにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第四類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP 21 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

22 CSQ-JP 22 アメリカ合衆国のぶどう糖及び果糖

(a) 各年におけるアメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	四五〇
二	五四〇
三	六三〇
四	七二〇
五	八一〇
六	九〇〇
七	九九〇
八	一、〇八〇
九	一、一七〇
一〇	一、二六〇

一一	一、三五〇
一二年目及びその後の各年	一、三五〇

(b)(i) アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、無税とする。

(ii) アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率は、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額は、関税分類番号一七〇一九九・二〇〇の品目に該当する原産品に対する輸入時に適用可能な調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量は、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしよ糖の重量により決定される。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(d)(i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二二一、一七〇二三〇・二二二九、一七〇二

四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二〇、一七〇二四〇・二二〇及び一七〇二六〇・二二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) このCSQ-JP 22の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料（統一システムの第一七類に分類されるもの）が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP 22の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

23 CSQ-JP 23 アメリカ合衆国のとうもろこしでん粉及びばれいしよでん粉

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、当該原産品が、でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合には当該原産品に二十五パーセントを超えない範囲で調整金を課すること

を、それ以外の用途で使用するでん粉である場合には当該原産品に調整金を課さないことを、それぞれ条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二、五〇〇
二	二、六五〇
三	二、八〇〇
四	二、九五〇
五	三、一〇〇
六	三、二五〇
七年目及びその後の各年	三、二五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二二・〇九〇及び一一〇八二三・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) このCSQ-JP 23の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫されるところこし又はばれいしよから同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP 23の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

24 CSQ-JP 24 アメリカ合衆国のイヌリン

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二〇〇
二	二〇五
三	二一〇

四	二二五
五	二二〇
六	二二五
七	二三〇
八	二三五
九	二四〇
一〇	二四五
一一	二五〇
一二年度及びその後の各年	二五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従つて決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用す

る。

(d) このCSQ-JP 24の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料（当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの）から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP 24の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

25 CSQ-JP 25 チリのイヌリン

(a) チリからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年		合計割当数量（メートル・トン）
一	四〇	
二	四一	

三	四二
四	四三
五	四四
六	四五
七	四六
八	四七
九	四八
一〇	四九
一一	五〇
一二年目及びその後の各年	五〇

(b) チリからの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4 (kkk)に定める実施区分「MEN」に従つて決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) このCSQ-JP25の規定の適用上、産品が、チリにおいて生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料（当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの）から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP25の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。